

# 平成維新を実現する都民の会・会則

(1995年7月9日制定→1996年12月1日及び1997年7月13日改定)

第16条(役員) 本会に、次の役員を置く。

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1. 総務担当   | 1名 (会議に関わる事務、資料・議事録の作成等)         |
| 2. 政策審議担当 | 1名 (政策審議に関わる事務)                  |
| 3. 女性担当   | 1名 (女性活動に関わる事務)                  |
| 4. 経理担当   | 1名 (経理に関わる事務)                    |
| 5. 組織担当   | 1名 (会員拡大に関わる事務)                  |
| 6. 名簿担当   | 1名 (会員名簿の管理、運用に関わる事務)            |
| 7. 会報担当   | 1名 (会報誌の発行に関わる事務)                |
| 8. 企画担当   | 1名 (会員活動の企画、及び広報に関わる事務)          |
| 9. 管理担当   | 1名 (会場・施設に関わる事務)                 |
| 10. 幹事    | 若干名 (各区エリアマネージャー、他の運営会議が必要と認めた者) |

二 前項第1号から9号までの役員は、運営会議で協議のうえ、代表が選任する。

第17条(任期) 第14条より第16条に定める役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

## 第五章 会議

### 第1節 会議

第18条(議決機関) 本会の議決機関として、以下の2つの会議を置く。

ただし、各会議の構成員、議決内容等は、第2節以降に定める。

1. 運営会議
2. 総会

第19条(開催方法) 本会各会議の開催方法は、本会運営細則に定める。

第20条(議決方法) 本会各会議の議決方法は、本会運営細則に定める。

### 第2節 運営会議

第21条(運営会議) 本会に、執行機関として、運営会議を置く。

第22条(責任者) 運営会議の責任者(議長)は、代表、または、副代表とする。

第23条(開催要綱) 運営会議議長は必要に応じ、運営会議を開催する。

ただし、本会議の構成員は、原則として、本会則第四章に定める役員とする。

二 役員は、運営会議に出席して、意見を述べることができる。

第24条(議決内容) 運営会議は、本会則内に別に定められるものほか、次の事項を議決する。

1. 運営に関する規則の作成、および改廃。
2. その他、本会の活動において、必要と認められる事項。

第25条(審議内容) 運営会議は、次の事項を審議する。

また、議事の進行は、自由討議を原則とする。

1. 本会細則の変更に関する事項。
2. 役員、または会員により提出された議案。

第26条(特別委員会) 運営会議は、必要に応じ特別委員会を設置し、議案の審査を付託できる。

ただし、特別委員会の設置要綱は、本会運営細則に定める。

第27条(総会承認事項) 運営会議は、次の事項を審議し、総会の承認を得なければならない。

1. 本会則改廃の立案。
2. 予算決算の立案。

第28条(傍聴) 運営会議は、公開を原則とし、傍聴者の出席を認めること。

第29条(議事録) 運営会議議事録は、速やかに会報誌等で公開する。

## 第一章 総則

第1条(内容) 本会則は、本会の組織、運営、活動等に必要な事項を定める。

第2条(名称) 本会は、平成維新を実現する都民の会(通称:平成維新東京)と称し、その活動拠点を東京に置く。

## 第二章 目的と活動

第3条(目的) 本会は、大前研一氏が提唱した「平成維新憲章」の理念を実現する、政策提言型市民団体である。

第4条(活動) 本会は、本会の理念、及び政策を実現するために、次の活動を行う。

1. 各種政策の調査研究、及び、立案提言。
2. 政策実施のための具体的活動、及び、他団体との連携。
3. その他、目的達成に必要と認められる活動。

## 第三章 会員

第5条(会員) 本会は、本会の理念、及び政策に賛同する者をもって会員とする。

第6条(権利) 会員は、本会の活動、運営、及び政策について、討議や、決定に参加することができる。

二 会員は、本会への希望、または意見を、運営会議に申し出て、その審議を求めることができる。

第7条(義務) 会員は、本会の会則を遵守し、本会の理念、及び政策の実現に尽力しなければならない。

二 会員は、会費を納めなければならない。

第8条(会費) 年会費の額は、本会運営細則に定める。

二 会員は、会計年度の途中で入会を承認されたときでも、運営会議で定めた会費を、入会日より3ヶ月以内に、納めなければならない。

ただし、会計年度内に、納入するものとする。

三 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第9条(入会) 本会に入会しようとする者は、入会申込書を、本会に提出しなければならない。

第10条(資格喪失) 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会。

2. 除名。

第11条(退会) 会員で、退会しようとする者は、運営会議で定めた手続きを経なければならない。

第12条(除名) 会員が、会費を滞納したとき、代表は運営会議の議決を経て、その会員を除名することができる。

二 会員が、本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的に反する行為をしたとき、代表は運営会議の議決を経て、その会員を除名することができる。

## 第四章 役員

第13条(代表) 本会に、代表を置く。

二 代表は、本会の事を総括し、本会を代表する。

三 代表は、総会における選挙によって、会員から選出される。ただし、選挙方法は、本会運営細則に定める。

四 代表の任期は、1年とする。

ただし、連続して4期以上再選されない。

第14条(副代表) 本会に、副代表を置く。

二 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、代表の職務を代行する。

三 副代表は、代表が選任し、運営会議に報告する。

第15条(エリアマネージャー) 本会に、エリアマネージャーを置く。

二 エリアマネージャーは、各地域の活動を総括する。

三 各地域の区割りは、本会運営細則に定める。

四 エリアマネージャーは、各地域の会員から選出される。

ただし、選挙方法は、本会運営細則に定める。